

平成30・31年度 学校給食用食材納入業者の募集について

熊野市教育委員会では、木本学校給食共同調理場（木本中学校及び有馬中学校の給食を担当する調理場）で使用する安全・安心な食材を納入していただける業者を募集します。

登録申請方法は、下記のとおりです（平成28・29年度の登録業者もあらためて登録申請が必要です）。

登録いただいた業者の中から献立に応じて入札を行い、納入業者を決定します。

1 登録申請受付期間：平成30年1月31日（水）まで

- 持参による提出受付は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで
- 郵送による提出は、平成30年1月31日の消印まで有効

2 提出先・問い合わせ先：熊野市教育委員会 総務課

〒519-4392 熊野市井戸町796（熊野市役所 4階）

電話0597-89-4111 内線411

3 提出書類

- （1）登録申請書（教育委員会のホームページからダウンロードできます）
- （2）営業許可証の写し（許可が必要な業種）
- （3）市税の納税証明書

4 登録の有効期間

平成30年4月納入分から平成32年3月納入分まで

（見積入札の参加期間は平成30年3月から平成32年2月まで）

5 申請資格

- 食材納入仕様書のとおり納入できること。
- 学校給食を理解し、協力的であること。
- 熊野市内に事業所等を有していること。
- 熊野市内で2年以上引き続き当該事業を営んでいること。
- 1日約380食程度の食材を、指定する日時・場所に遅滞なく納入できること。
- 納税義務が完全に履行されていること。
- 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

6 登録業者の決定

審査基準に適合すると認定された業者に対して文書で通知いたします。

7 登録の取り消し及び一時停止

登録業者が次の各号に該当した場合は、登録の取り消し、又は一時停止をすることがあります。

- 虚偽又は不正な方法により登録を受けたとき。
- 食品の安全と衛生管理が徹底されていない場合や、著しく品質の劣る食材を納入した場合、また必要な検査や報告を行わない場合など学校給食用物資納入業者として不適当と認めるに至ったとき。